

下関市立大学国際交流会館特別室使用規程

平成 19 年 12 月 12 日

規 程 第 1 1 1 号

(目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人下関市立大学（以下「法人」という。）が設置する下関市立大学国際交流会館（以下「会館」という。）の特別室の使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(特別室)

第 2 条 この規程において、「特別室」とは、会館の 2 0 2 号室及び 3 0 2 号室（以下「ゲストルーム」という。）並びに 1 階各室（以下「教養室」という。）をいう。

(使用許可)

第 3 条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する者に、特別室の使用（宿泊を含む。以下同じ。）を許可することができる。

- (1) 国際交流又は学術的・文化的事業の講師等
- (2) 会館への入居者以外の外国人留学生
- (3) 会館への入居者の親族等
- (4) その他理事長が適当と認める者

(使用日及び使用時間)

第 4 条 特別室の使用が可能な日は、1 2 月 2 8 日から 1 月 4 日までの期間を除いた日とする。

2 ゲストルームの使用時間は原則として、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一泊の場合 午後 5 時から翌日の午前 1 0 時まで
- (2) 連泊の場合 午後 5 時から宿泊終了日の午前 1 0 時まで

3 教養室の使用時間は、午前 9 時から午後 8 時までとする。

(連続宿泊の制限)

第 5 条 ゲストルームの連続宿泊期間は、原則 3 0 日間までとする。ただし、理事長が必要と認めたときはこの限りでない。

(申請)

第 6 条 特別室を使用しようとする者は、下関市立大学国際交流会館特別室宿泊・使用申請書（様式第 1 号）を理事長に提出するものとする。

(許可)

第 7 条 理事長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、使用を許可する場合は宿泊・使用許可書（様式第 2 号）を当該申請者に通知する。

2 理事長は、前条の申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を行わない。

- (1) 火災防止上危険を伴う行為をすること。
- (2) 銃器、凶器、爆発物その他の危険物を持ち込むこと。
- (3) 居室若しくは物件を傷つけ、又は美観を損じ、若しくは清潔を汚す行為をすること。
- (4) 粗野又は乱暴な言動で、他人に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (5) 騒音若しくは高音を発し、又は放歌高唱すること。
- (6) 集団的示威行為をすること。
- (7) 金銭、物品等の寄付の強要又は押売り行為をすること。
- (8) 前各号に定めるもののほか、会館の秩序又は風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(使用者の遵守事項)

第8条 特別室の使用の承認を受けた者は（以下「使用者」という。）は、使用に当たり、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 宿泊許可を得た居室に使用者以外の者を宿泊させてはならない。
- (2) 理事長の許可なく、使用の権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。
- (3) 必要に応じて随時連絡がとれるように、連絡先を明らかにしておかなければならない。
- (4) 使用期間中に発生した事故については、使用者が責任を負うものとする。
- (5) 理事長の許可なく施設を改造してはならない。

2 理事長は、前項各号に掲げる事項その他使用者が遵守すべき事項について、使用規則等を定め、使用者に周知し徹底を図るものとする。

(使用料)

第9条 使用料は、下関市立大学国際交流会館使用料金規程に定める金額とする。

(利用日時の変更)

第10条 使用者は、使用の承認を受けた後、都合により、使用日の変更又は取消しを行う場合は、速やかに理事長に届け出るものとする。この場合において使用日及び使用時間を変更する場合は、新たに理事長に申請し承認を受けるものとする。

(承認の取消し等)

第11条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者に対する使用の承認を取り消し、又は停止をさせことができる。

- (1) 使用者が第7条第2項各号に該当すると認められるとき。
- (2) 使用者が申込み時に提出した書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) 災害等の不可抗力によって、特別室の使用が困難であるとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、止むを得ない事由が生じたとき。

(使用料の還付)

第12条 既に納入された特別室の使用料の還付は行わない。ただし、前条第3号により使用の承認を取り消した場合は、還付するものとする。

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、下関市立大学国際交流会館使用料還付請求書（様式第3号）により理事長に申請するものとする。

（使用料の減免）

第13条 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、特別室の使用料を減免することができる。

(1) 他の地方公共団体その他公共的団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。

(2) 法人が行う業務の用に供するとき。

(3) その他理事長が特に必要があると認めるとき。

（減免手続）

第14条 使用料の減免を受けようとする使用者は、下関市立大学国際交流会館使用料減免申請書（様式第4号）を事前に理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の減免申請書が提出されたときは、申請内容について審査し、前条に該当すると認められるときは、使用料の減免を決定し、下関市立大学国際交流会館使用料減免決定通知書（様式第5号）を交付するものとする。

（雑則）

第15条 この規程に定めるもののほか特別室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年12月12日から施行する。

様式第1号

下関市立大学国際交流会館特別室宿泊・使用申請書

年 月 日

公立大学法人下関市立大学理事長

氏 名 ⑩
(自署の場合は押印不要)

下記のとおり、下関市立大学国際交流会館特別室の 宿泊・使用 を希望しますので申請します。また、この申請書については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 申請種別 ゲストルーム・教養室
- 2 使用日時 年 月 日 時から
 年 月 日 時まで
- 3 現住所
- 4 連絡先
(携帯電話番号など)
- 5 申請理由

様式第2号

下関市立大学国際交流会館特別室宿泊・使用許可書

年 月 日

様

公立大学法人下関市立大学
理事長 印

平成 年 月 日付で申請のありました下関市立大学国際交流会館への宿泊・使用
について、下記のとおり許可します。

記

1 許可期間 年 月 日 時から
年 月 日 時まで

2 居室番号

備考

宿泊又は使用の際は、この許可書を持参してください。

様式第3号

下関市立大学国際交流会館使用料還付請求書

年 月 日

公立大学法人下関市立大学理事長

(請求者) 住 所
氏 名
電話番号

印

下記の理由により、下関市立大学国際交流会館使用料の還付を請求いたします。

記

1 既納使用料額 円

2 還付請求理由

取引金融機関名

.....銀行.....支店
預金種目(普通・当座) 口座番号.....
口座名義

様式第4号

下関市立大学国際交流会館使用料減免申請書

年 月 日

公立大学法人下関市立大学理事長

(申請者) 住 所
氏 名
電話番号

⑩

下記の理由により、下関市立大学国際交流会館 ゲストルーム・教養室 の使用料の減免を申請いたします。

- 1 使用期間 年 月 日 時から
年 月 日 時まで
- 2 減免申請理由

※ 光熱水費の減免措置はありません。

様式第5号

下関市立大学国際交流会館使用料減免決定通知書

申請者 _____ 年 月 日
様

公立大学法人下関市立大学
理事長 印

平成 年 月 日付けで申請のあった使用料の減免について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 部屋番号

2 使用期間 年 月 日 時から
年 月 日 時まで

3 使用料

4 貸付条件